

平成 30 年 11 月 16 日

## 「のめり込み」にはくれぐれも御注意を ～ギャンブル等は「適度」にたしなみましよう～

消費者庁では、関係省庁等と連携して、ギャンブル等依存症対策の推進を図る一環として、「ギャンブル等依存症問題啓発週間」（毎年5月）に先立ち、青少年向けの啓発用資料を作成しました。

### 【これまでの経過等】

「ギャンブル等依存症対策基本法」（平成30年10月施行）では、国民がギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、知識の普及を図ることを基本的施策として位置付けています。

また、国民の間に、ギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、毎年5月14日から同月20日までをギャンブル等依存症問題啓発週間としており、参議院内閣委員会の附帯決議では、当該啓発週間において青少年向けの知識の普及に徹底して取り組むべきとされております。

そのため、消費者庁では、ギャンブル等依存症対策推進本部の副本部長である消費者担当大臣のリーダーシップの下、関係省庁等が共通して活用することのできる啓発用資料を作成いたしました。

今回の啓発用資料の作成に際しては、内閣官房、厚生労働省、金融庁を始めとして、全ての「ギャンブル等依存症対策推進本部」関係省庁等との間で連携を図りました。今後とも、関係省庁等と連携し、必要な施策を推進してまいります。

### 【啓発用資料の概要】

以下の諸点を分かりやすく紹介できるよう留意して作成しました。

- ・ 誰もがギャンブル等にのめり込む可能性を持っていること
- ・ 一旦のめり込んでしまうと、気合や根性では抜け出せないこと
- ・ 周囲の方の借金の肩代わりは禁物であること

### 【ギャンブル等依存症対策に係る今後の取組予定】

消費生活相談員向けの対応マニュアルについて、ギャンブル等依存症対策基本法の内容に即して更新し、地方公共団体等における相談対応の一助として公表する予定です。（平成30年度内目途）

本件に関する問合せ先  
消費者庁消費者政策課  
澤野、塩崎、吉田  
TEL：03(3507)9197（直通）  
FAX：03(3507)7557